

佐久市情報公開・個人情報保護審議会 会議記録（要旨）

日 時：令和4年10月17日（月）

13：00～13：50

場 所：議会棟 第1委員会室

出席者：佐久市情報公開・個人情報保護審議会委員5名

（小須田弘之、阿部友香、今井智恵、高見澤美穂、土屋正）

事務局5名

（畠山総務部長、木内総務課長、藤巻文書法規係長、東出主任、吉岡主事）

1 開会

2 市長あいさつ

代理として副市長があいさつ。あいさつ後、副市長は公務のため退席。

3 自己紹介

4 会長の選出

小須田委員が会長に選出

5 会長あいさつ

6 審議会について

事務局より説明【資料1～3】

7 審議事項

《調査審議》

（1）佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

事務局より説明【資料4～6－2】

（質疑・意見交換）

阿部委員 資料6－1の論点②のところで、匿名加工情報の手数料についての規定を置かないとしていますが、その理由が具体的な運用を想定していないからというのは、匿名加工情報の運用を考えていないということでしょうか。

事務局 匿名加工情報は主にビッグデータを想定し、国の方で制度設定をしたものですが、国の機関や県、政令指定都市以外の市町村レベルですと、ビッグデータのようなデータの蓄積がないのではないかと判断されていると思われま

す。そういったことから、国の機関や都道府県、政令指定都市は対応することとされておりますが、それ以外の市町村レベルでは、当面の間、匿名加工情報の提案等の実施は想定されてお

りません。ある程度運用が図られれば、場合によっては一般市においても運用を求められる可能性もあると思

阿部委員 今後、佐久市の人口が増えたりすれば、ビッグデータとしての扱いで実用性が高まるということでしょうか。

事務局 可能性はあるかと思

います。その場合は、おそらく個人情報保護委員会が、全国的な動向を見て判断し、法律の改正も行われて、全体的にや

阿部委員 資料6-1 論点④ですが、個人情報ファイル簿の作成・公表が義務化されたとありますが、公表というのは、いわゆるその調査内容のリストを公表するということ

事務局 そのとおりです。佐久市の保有する個人情報データにおいて、どのような個人情報を保有し取り扱っているかを個人情報ファイル簿という形で公表する。個人情報そのものの内容を公表するということではあり

阿部委員 現状、個人情報事務取扱簿は、公開されているのでしょうか。

事務局 個人情報事務取扱簿につきましては、更新した際や新たに作成したときは、告示をした上で、簿冊にまとめまして閲覧に供しています。ホームページ等で公表はしていませんが、要望があればいつでもお見せすることができます。

高見澤委員 先ほどの資料6-1 論点②の匿名加工情報について、他市もそうだから佐久市もそれに倣う必要はないと思

市に貢献できるようなことができなくなってしまうのではないのでしょうか。もったいないことだと思います。他市でも規定する市はありますし、そういった素晴らしいデータを世の中のために生かしていこうという方向で、規定していったほうがいいと思います。民間や産業界に生かされる道を最初から閉じておいて、後から開きますよと出しても価値とか下がってしまうのではないのでしょうか。その前に、うちはこういったデータを持っているとやっていいのではないかと考えました。ホームページにも、こういったデータがありますというリストだけでは、個人情報にはひっかからない。そこから先、どこまで出していくかは法令に基づいて出せるものは出せばいいと思うので、規定する方向で積極的な検討があるべきかと思います。

小須田会長 他市の検討状況をみると、規定する市でも、法律と同額の手数料と規定するとするだけです。規定しないという市でも、実施前に改正としてしているが、提案をいただいたときに条例はすぐ改正されるのか。改正にタイムロスがなければ、事が起きたときにすぐ改正できればいいのではないかと思うし、ただ法律と同額の手数料を定めるというだけであれば、とりあえず規定しておいてもいいのではと思う。

事務局 改正のタイミングですが、条例の改正でありますので議会のタイミングということになります。確かに民間視点でどこに価値があるのかということは、私たちでは計り知れないところもあります。

一方で、どのような形で運用するか見えていないままに規定を置いてしまうということはリスクがあるかと思います。どのような形でニーズがあるのか把握しつつ、運用方法についても情報を得たうえで、条例を改正し、匿名加工情報に関する規定を置いて運用してまいりたいというのが事務局の考えであります。委員さんの意見につきましては、おっしゃる通りかと思いますが、今回は規定を置かず、制定したいと思っております。

高見澤委員 はっきりどこの市町村か覚えていないですが、東日本大震災からの復興のところも市町村とかこういった情報を提供して活用などしていたはずで、先行して取り組んでいる市町村も参考にしていただければと思う。

小須田会長 佐久市長も先進的な取り組みを進んでやっていらっしゃる方なので、まだ時間があるようでしたら検討していただいて、議会という限られたタイミングなので、この機会に規定することも検討していただければと思います。

事務局 ありがとうございます。私どもも内部で検討する際に、民間からの提

案があったときに、それを受けないということはないと話し合っていました。ただ、具体的な運用については、国や政令指定都市で固まってくれば、同様の形で出すことも可能だということでもあります。

佐久市のデータであっても民間企業は貴重だと思えることはあるかと思えます。10万人都市の佐久市としてのデータとして必要とされることもあるのではないかと検討させていただいて、門戸を塞ぐということではなく、出せるものは広げていくという趣旨なのですが、制度として、今行わないものを手数料だけ定めるということは実態にそぐわないと思ひまして、規定しないということでございます。今回の制定については、規定しない方向になりますが、今後、匿名加工情報を運用していくという方向性が出れば、その際に改正し規定を置かせていただくという形になろうかと思ひますので、どうかよろしくお願い致します。

土屋委員 資料5-2について、実施機関に財産区が含まれていますが、財産区に何か問題があったのでしょうか。

阿部委員 財産区は自治会と同様の組織と認識していいのでしょうか。

事務局 財産区に対して個人情報の開示請求が多いとか、あるいは個人情報の扱いに問題があったとか、そういうことではありません。特別地方公共団体という位置づけのある財産区におきましては、法律の規定を置かなければならない。しかしながら、置く際には財産区には条例制定権がありませんので、やむを得ず所在する市町村の実施機関として定めを置かなければならないというのが実情であります。

また、財産区は自治会ではなく、全く異なるものであります。これは地方自治法に規定されていまして、特定の固有の財産の管理とか運用をすることだけができるものでありまして、昭和の合併の際の、あるいはその前の合併の際の経過を継承した組織で新たに設けることはできないとされています。

阿部委員 共有林とか、旧村単位のものでしょうか。

事務局 旧村単位で、主に山の木の売却や土地を貸すとか、そのことに特化した地方公共団体です。

阿部委員 財産区の代表の方とかには、制定する条例に財産区が含まれていることとか、これまでの個人情報の管理について、市の方と調整済みのうえで実施機関に含まれているのか。

事務局 状況について、事務局は承知しているところであります。事務局以外の構成員が全員理解しているかという点、財産区議会の議員さんとか、そちらにまでは理解が至っていない可能性もございますので、周知す

るようにいたします。

小須田会長 条例の制定に当たっては、事務局の皆さんの方で進めていただくこととなりますが、今回出た意見も含めて、参考に進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

(2) その他

事務局より今後のスケジュールについて説明

8 閉 会